

地方独立行政法人大牟田市立病院第2期中期目標

地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）は平成22年4月の設立以来、急性期医療を担う地域における中核病院として、地域医療の水準の維持向上を図ってきた。

平成22年度から平成25年度までの第1期中期目標の期間中においては、地方独立行政法人制度の特長をいかし、職員が一丸となって目標達成に取り組んだ結果、重点項目として掲げていた7対1看護体制の確立、地域医療支援病院の承認、法人独自の人事給与制度構築等を実現するとともに、地方独立行政法人化に伴う経営の健全化が図られ、一定の成果を上げてきたところである。

第2期中期目標の策定に当たっては、医療環境の変化に的確に対応しながら、地域の医療機関及び市と密に連携し、地域医療の水準の更なる向上を図ること。また、引き続き経営の効率化にも積極的に取り組み、地域の中核病院としての役割を果たし、住民及び地域の医療機関から愛され、信頼される病院を目指すことを求める。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で高度な医療の提供

(1) 患者本位の医療の実践（重点）

個々の患者が、自らが受ける医療の内容を納得し、治療法を選択できるように、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底するなど、接遇を含めた患者本位の医療を実践すること。

(2) 安心安全な医療の提供

良質で高度な医療を提供するため、医療安全管理体制を構築し、その徹底を図ること。

(3) 高度で専門的な医療の提供

日進月歩の医療に合わせて医療機器を順次更新するとともに、専門資格の取得に努め、最新の治療技術を導入するなど先進医療に積極的に取り組み、高度で専門的な医療を提供すること。

(4) 快適な医療環境の提供

医療ニーズの変化に的確に対応し、患者や来院者により快適な環境を提供するため、患者アメニティの改善に取り組み、医療機能の更なる充実に努めること。

(5) 法令遵守

住民から信頼される病院となるため、医療法をはじめとする関係法令を遵守し、公立病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより適正な業務運営を行うこと。

また、個人情報保護及び情報公開に関しては、適切に対応すること。

2 診療機能を充実する取組

(1) がん診療の取組（重点）

「地域がん診療連携拠点病院」としてがん診療体制を充実させるとともに、地域のがん診療の水準の向上に積極的に取り組むこと。

(2) 救急医療の取組（重点）

高齢化率が非常に高い本市にあっては、救急医療に対するニーズは今後も高いため、関係機関との連携の下に、より充実した救急医療体制を構築すること。

(3) 母子医療の取組

母子医療への取組は、地域の重要な課題であることから、今後も母子医療を担っていくこと。

(4) 災害等への対応

災害時には「災害拠点病院」としての役割を果たすとともに、新型インフルエンザ等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、市長の求めに応じ、市、関係機関及び関係団体と連携して迅速かつ適切な対応をとること。

3 地域医療連携の推進と地域医療への貢献

(1) 地域医療連携の推進（重点）

「地域医療支援病院」として地域医療機関との更なる連携を推進すること。

(2) 地域医療への貢献

「地域医療支援病院」として、地域の医療従事者の専門性向上にも努め、地域医療をけん引し、その発展に貢献すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 人材の確保と育成

(1) 病院スタッフの確保（重点）

質の高い医療を提供するため、医師、看護師の確保はもとより、多種多様な専門職など優秀な人材を確保すること。

(2) 研修及び人材育成の充実

研修の充実を図り、職務、職責に応じた能力の発揮や専門性の向上に努めること。また、地域の医療従事者等の受入れを図ること。

事務部門においては、病院経営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を育成し、組織としての経営の専門性を高めること。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

診療報酬改定等の医療環境の変化に的確かつ迅速に対応し、引き続き医業収益の確保を図ること。

(2) 費用の節減

効率的、効果的な業務運営に努め、引き続き費用の節減に努めること。

3 経営管理機能の充実

(1) 経営マネジメントの強化

大牟田市立病院（以下「市立病院」という。）の運営に当たっては、病院長及び各部門の長がリーダーシップを発揮し、組織内における適切な権限委譲と責任の明確化を行った上で、相互の連絡調整を図り、効率的かつ効果的な経営マネジメント体制の充実を図ること。

(2) 継続的な業務改善の実施

人事給与制度の見直しや職場環境の整備等を適宜行い、職員のモチベーションの維持及び向上を図ること。

また、病院機能評価で示されているより高い基準を目指して、継続的に業務改善に取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

(1) 健全経営の維持及び継続

経営改善の効果を診療機能の充実にいかしながら、将来にわたって公的な役割を果たせるよう、安定的な経営基盤を強化するとともに、健全経営を維持し継続すること。

また、経常収支比率及び医業収支比率については、引き続き数値目

標を設定すること。

(2) 将来の設備投資に向けた財源の確保

高度医療機器の更新、建物及び設備の大規模修繕、さらには災害発生時に「災害拠点病院」として対応できる設備の設置並びに病院建替に対して、多額の投資が必要となることから、将来の設備投資に向けた財源の確保に努めること。

(3) 役割と責任及び負担の明確化

市立病院は、救急医療等の政策的医療を提供する場合において、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市として果たすべき役割や責任に帰すべきものについては、運営費負担金の基準を定め、これに基づいて市は法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この趣旨を踏まえ、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療情報等の提供

保健医療に関する専門的な知識を公開講座の実施やホームページ等により情報発信し、普及啓発活動を実施するとともに、医療の質に関する指標（臨床指標）を公表すること。